

会 議 録

会 議 の 名 称	小金井市環境審議会（第3回）
事 務 局	環境部環境政策課環境係
開 催 日 時	平成20年11月18日(火) 午前10時00分～正午
開 催 場 所	本庁舎第一会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0名
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 前回の会議録の確認について（資料1） (2) グリーン購入について（資料2） (3) 環境マネジメントシステム構築について（資料3） (4) 環境報告書について（資料4） (5) その他 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 小金井市環境保全実施計画について（資料5） (2) 温室効果ガス標準化算定プログラムについて（口頭説明） (3) その他 4 その他 5 次回環境審議会の日程について
会 議 結 果	別紙のとおり
発言内容・発言者名 (主な発言要旨等)	別紙のとおり
提 出 資 料	資料は、情報公開コーナー、図書館、議会図書室にある議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成20年度第3回 小金井市環境審議会 議事録

日 時： 平成20年11月18日（火）10:00～12:00

会 場： 本庁舎第一会議室

■ 出席者

(委員)	矢間 秀次郎 副会長	山田 昌弘 委員
	瀧本 広子 委員	田辺 恵 委員
	當麻 美智子 委員	南 道子 委員
(欠席者)	原 剛 会長	中川 清栄 委員
	海老原 千鶴子委員	鈴木 薫 委員
(事務局)	環境部 深澤部長	環境政策課 石原課長
	環境係 鉄谷係長	環境係 立川主任
	環境係 吉崎副主査	環境係 荻原主事
	環境係 板本	
(傍聴者)	なし	

■ 審議会次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 前回の会議録について（資料1）
 - (2) グリーン購入について（資料2）
 - (3) 環境マネジメントシステム構築について（資料3）
 - (4) 環境報告書について（資料4）
 - (5) その他
- 3 報告事項
 - (1) 小金井市環境保全実施計画について（資料5）
 - (2) 温室効果ガス標準化算定プログラムについて（口頭説明）
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 次回の環境審議会の日程について

■ 審議経過（議事録）

- 1 開会

矢 間 副会長： 本日は、会長が欠席ですので、私が進行役を務めさせていただきます。
それでは、議題に入ります。

- 2 議題

(1) 前回の会議録について

矢 間 副会長： 前回の会議録の確認ということですので、お目通しいただいて、何かありましたら、事務局のほうに連絡してください。よろしくお願いします。

(2) グリーン購入について

矢 間 副会長： それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

石 原 課 長： 資料2について説明を行った。(説明内容省略)

矢 間 副会長： 今のご説明を前提に、あらためて、ここでいうグリーンとは何か、小金井では、このグリーンというものをどう定義づけているのかをご説明いただけますか。

石 原 課 長： はい。このグリーン購入につきましては、国も東京都も各地方自治体も、また、企業も取り組んでいるところです。国や地方公共団体が取り組む背景としては、企業の場合、営利活動に伴って経費の節減などを行っていくということがあると思いますが、国や地方公共団体では、環境に配慮された物品だけど、費用がかかるから購入しないということではなく、国や地方公共団体が率先して購入することによって、製造しているメーカーなども、一定の需要があるということで生産を継続してくれるといったこともあると思います。

小金井市として、グリーン購入とはどういうものを考えているかということ、基本的には、原材料の再利用品を活用して作ったというものを購入した場合に、グリーン購入したということで考えています。

矢 間 副会長： ありがとうございます。

こちらについて、ご意見ご質問はありますか。

田 辺 委 員： 確認なのですが、たとえば、エコマークなどの明確な基準はなくて、リサイクル品ならグリーン購入と考えているということですか。

石 原 課 長： 確かにエコマークなどは、明確な基準となるので、物品購入の担当者などの質問に対しては判断基準になると伝えていきます。ただ、エコマークだけということでは捉えられてしまうと、たとえば、製品を包装している箱にはエコマークがついているが、中の製品自体はそうでなかったりする場合がありますので、製品自体を確認して、グリーン購入になるかどうかを判断するよう説明しています。

田 辺 委 員： はい。もうひとつですが、資料の中で衛生用品のところで、学校によってばらつきが多いと思ったのですが、何か指導とか要請というものをされているのでしょうか。

石 原 課 長： 学校のグリーン購入については、毎年集計をとっている中でも、かなり課題がありまして、担当者に対しての説明会なども行ったりしました。

教育というものがとても多様性があるものなので、各学校、各先生によって教材の要望も多種多様であります。ですから、学校については、購入物品の数も多く、種類も多いので、他課に比べたりしても、グリーン購入するということが難しいようです。

- 南 委 員： 基本的なことなのですが、資源として利用できるものの供給源というのは、市民から出た廃棄物なのですか。
- 石 原 課 長： いえ、必ずしも小金井市内から出た廃棄物で作られたものということではなく、全国から出た資源を集積し、それをメーカーが購入して作ったものを買うというのがほとんどです。
- 南 委 員： 一般市民に向けて、こういったものを供給するような活動はしていないのですか。
- 石 原 課 長： 小金井市としては、実践して、市が購入しているということで広げていこうという立場です。ただ、市がやるというよりも、市民や消費者の皆さんがやったほうが効果は大きいと思います。たとえば、シャンプーなどの詰め替え用ですね。消費者がボトルタイプではなく、そちらを選んで購入するようになって、事業者もそちらを作っていくようになったと思います。
- 山 田 委 員： 事業者は、エコマーク商品をつくる時、日本環境協会に許諾申請をしますが、それには審査費用とエコマークの使用料がかかります。大企業などは、生産コストの中でペイできるだろうと思いますが、中小企業や個人などが、環境に配慮した製品を開発したとしても、エコマークはつけられるものでも、その手続きが経済的に大変だという話を聞いた事があります。
- 矢 間 副会長： なるほど、そういう問題もあるんですね。
ほかに何かありますか。
では次にうつります。

(3) 環境マネジメントシステムの構築について

- 矢 間 副会長： それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。
- 鉄 谷 係 長： 資料3について説明を行った。(説明内容省略)
- 矢 間 副会長： この件に関してのご意見、ご質問はありますか。
- 鉄 谷 係 長： まだ素案の段階ですから、後日でもかまいませんので、ご意見等ありましたらよろしくをお願いします。
もう一点、付け加えますと、マネジメントシステムの中の監査の部分は、小金井市環境市民会議のほうにお願いしようと考えています。
- 矢 間 副会長： 18 ページのところですね。
- 鉄 谷 係 長： そうです。まだ、内容の細かい部分はできていませんが。
- 田 辺 委 員： 7 ページの12番にある監査員のメンバーのことですか。
- 石 原 課 長： この案の18 ページでは、内部監査についてしか規定がないのですが、環境市民会議も内部ではないということで、まだたたき台としてたたかれています。
- 矢 間 副会長： ほかにありますか。なければ次にまいります。

(4) 環境報告書について

- 矢 間 副会長： では説明をお願いします。

立川主任： 資料4について説明を行った。(説明内容省略)

矢間副会長： こちらについて何かございますか。
最終的な出来上がりはいつですか。

石原課長： できれば年内に完成させたいと思っています。

矢間副会長： 私の意見ですが、バックデータは必要ないですね。たとえば、水に関することなどは、全都平均とか、または、小金井市以外の多摩と23区に分けたものなどの、データベースの結論部分だけでいいと思います。東京都における、小金井市の位置づけがわかるようなものですね。概要部分だけでいいので、そのような切り込みもいいのではないかと思います。緑被率などもそうですね。皆さんに興味を持っていただけるようだといいと思います。

立川主任： はい、そうですね。

30ページに緑被率がでていますが、平成10年のデータで、それ以降は測っていません。来年度に予算がつけば、やっていこうと思いますので、そのときには、東京都の中での位置づけが示せるのではないかと思います。

矢間副会長： はい、お願いしたいと思います。
ほかに何かありますか。

瀧本委員： 環境学習のことですが、市内で環境学習に対する取組みを進めるということなのですが、環境政策課としては、市内の市民団体や学校、大学などを結んで環境活動を進めていきたいということは伝わるのですが、たとえば、実際、学校と関わるとなると教育委員会を通さなければならないというようなことがあります。これは、環境政策課が主導で進めようとしているのか、それとも環境政策課が教育委員会に働きかけていこうとしているのか、方針としてはどちらなのでしょう。

石原課長： この環境報告書に出ている事業はそれぞれ主管課がありまして、環境基本計画を作ったときに、割り振りをしています。環境学習についても、環境政策課は教育委員会と歩調を合わせて、推進の働きかけをしていくけれども、実際に教育とか学習というものの受け手になるのは、学校の生徒さんや、生涯学習であれば公民館の利用者の方々などで、そういったところに我々のほうから働きかけをしても響いてこないだろうということで、実際やっていただくのは教育委員会のほうかと考えています。

教育委員会のほうで、なかなかスムーズにいかないところがあれば、環境政策課のほうでも協力して、スムーズに行くように努めていきたいと思っています。

瀧本委員： たまに市内の学校のほうで、環境学習のお手伝いをさせていただくことがあるのですが、人数も多いし、先生方も何を教えていいかわからないといった感じなのです。しかし一方では、そういったことに関心のある方や、知識を持っていらっしゃる方がたくさんいるのです。そのコーディネーター役として、市のどこが責任を持ってやってくださるかということをはっきりしないと、学校もお願いしにくいし、私たちのように環境学習を進め

ていく立場も、どこにもっていったらいいかわからないということがあるので、そのへんの指針がおいおい見えてくればいいなと思っています。よろしくをお願いします。

石原課長： はい。わかりました。

矢間副会長： ほかにございますか。

南委員： そういう催しなどに出られない人のために、たとえば広報を使って啓蒙をするようなことは考えていませんか。

石原課長： 広報につきましては、以前から、環境のコラムみたいなものを市報に掲載して、定例的に環境の情報の提供を行ってはどうかということなのですが、なかなかそこまではいかないところです。現在は国や東京都とか、省エネルギーに関する団体などから情報提供があったときには、なるべく市報に掲載して、少しでも環境に関する情報が増えるようにということはやっているのですが、なかなかまとまったスペースを定例的に割くだけの力量が無いといったところです。業務の中で、かなりのパーセンテージを公害事務が占めてしまうということもありますので、騒音問題や臭気、煙の問題なども、こちらから解決方法などを発信できれば、そういった問題も減ってくるのではと思いますので、おいおいやっていきたいと思っています。

矢間副会長： はい。

小金井市の社会教育は、どちらかというところ、全国ベースで見ても見劣りするようなことはないですね。公民館などを動かしていくところにも、市民参加が必要になりますから、公民館が自主的にできる、環境にシフトした展開も可能ですね。現にそれを試みてチャレンジしている職員の方も多々いらっしゃいますね。ですから、地域の拠点を大事にしていくというところで、それが子供達にもかえっていくので、学校教育だけでなく、社会環境、歴史環境というふうに大きく考えて、環境教育というものをとらえていくといいと思います。

瀧本委員： はい、ありがとうございます。

(5) その他

矢間副会長： では、次にその他ということですが、何かありますか。

石原課長： 議題としては、特にございません。

3 報告事項

(1) 小金井市環境保全実施計画について

矢間副会長： それでは、報告事項ということですので、事務局のほうからお願いします。

鉄谷係長： 資料5について説明を行った。(説明内容省略)

矢間副会長： 何か質問等がありますか。ないようでしたら次にうつります。

(2) 温室効果ガス標準化算定プログラムについて

矢間 副会長： では、口頭説明ということでお願いします。

荻原 主事： 温室効果ガス標準化算定プログラムについて説明を行った。(説明内容省略)

石原 課長： 補足説明を行った。(説明内容省略)

矢間 副会長： はい、ありがとうございました。

南 委員： それは、学芸大学もプログラムに入れると数字がでるのですか。

石原 課長： はい。すべての業種を把握できるように、かなり細かく、色々な施設から排出される温室効果ガスを算定できるようにつくりこんでいますので、大学や研究所なども算定できるようなものになると思います。

南 委員： たしか、東京都の条例で、何%か削減しないとペナルティを科すというものがあつたと思いますが、小金井市としても指導はしていくのですか。

石原 課長： そちらのほうは、排出量の取引制度のようなものを構築すると、その市場ができるわけですから、今ですでに削減してきたとか、それぞれの各事業での事情によっては、一定額の負担をすれば削減したものとみなすといったようなつくりこみだと思います。都全体でそういった制度がつくられたあとであれば、小金井市としては、義務付けというところまでは必要ないと考えますが、どういう目標でどれだけ減らしていこうかということ、事業者や市民の方々に呼びかけて、実現可能な削減量を計画にのせていくことになると思います。それに対しての協力を求めている、必要に応じて、それに対する支援なども考えていかななくてはならないと思っています。

矢間 副会長： はい、ありがとうございます。

(3) その他

矢間 副会長： では、その他は何かありますか。

石原 課長： 特にありません。

矢間 副会長： 今、二つの報告がありましたが、合わせてご質問等がありましたらお願いします。

ないようでしたら、私からよろしいでしょうか。

小金井市環境保全実施計画の7ページですが、化学物質を適正管理するとあり、こちらにアスベストのことが書かれています。以前に問題になったときは、騒がれていましたが、ここには1~2行しか出てきていません。製造過程、使用過程、処理過程で、法体系はできましたが、実はこれからアスベストを使った古い建物など、大量に解体がはじまり、大問題になっていくと思います。アスベスト対策について、小金井市は本気で取り組んでいるのかについて、議会で質問してもらいたいのですが、環境審議会においても、問題意識を持っていただきたいと思っています。

もうひとつですが、硫化水素ガスです。やはり解体作業の中で発生するものです。ですから解体処理の過程において、大きな問題を含んでいると

いえます。各地の事件事故として報道されたりしていますが、小金井市でも他人事ではないという危機意識を持っていただきたいと思うのです。

もちろん、野川も緑も大事なのですが、同時に現代社会における環境問題、事件等にも、鋭く関心を示してくれるような小金井市政のあり方であってほしいなと思います。

この二点について、小金井ではどのような状況になっているのか、ご説明いただけるとありがたいのですが。何か、話題にはなっていますか。

深澤部長： 小金井市では、アスベスト、また化学物質等に対して、規制する条例はありませんので、東京都の環境確保条例に基づいてやっています。

ここの小金井市環境保全実施計画の中で、アスベスト排出等作業届出受付と現場立会いとありますが、500平方メートル以下の建物であれば、市のほうに届けるというもので、市が受託事務を行っているような形です。立会いについては、除去作業の内容が安全であるかどうかを確認するということです。

また、小金井市の公共施設のなかにアスベストが残っているかということですが、今ある建物は除去、または封じ込めをしていますので、安心していただけるとと思います。

一番大きいのは、吹き付けアスベストというもので、それが市内にどれくらい残っているかは、現状ではつかめていません。解体等を行う場合には、東京都の環境確保条例に基づいて、届出をしたうえで、作業を進めていくということですので、一定の飛散防止策はされていると思います。

また、硫化水素ガス等の化学物質についても、市のほうでは規制をする条例はありませんが、東京都の環境確保条例に基づいて届出等されていますので、適切に措置されていると考えます。

矢間副会長： 関連して、二枚橋焼却場が停止してこの解体作業に入ると思いますが、これに大量のアスベストが使われていると考えられますけれど、その辺の情報はつかんでいらっしゃいますか。

深澤部長： 色々ご心配をおかけしているところですが、焼却場ということで、アスベストやダイオキシンなどの問題がありますが、現在は、ダイオキシンなど、建物に付着しているものの清掃作業が終わっている状況です。解体工事にあたっては、アスベストもあると聞いていますが、基準に基づいて、すべて覆った形で解体していくということです。

矢間副会長： なぜ、このような話をするかということ、一行二行書かれたものの裏に隠れた事実、問題がたくさんあるということだということなのですね。

4 その他

矢間副会長： 他には何かありますか。
なければ進みます。

5 次回の環境審議会の日程について

矢 間 副会長： 次回の環境審議会の日程ですが、来年の1月ごろということですね。
また、あとで調整していただくということによろしいですか。

石 原 課 長： はい、よろしく申し上げます。

矢 間 副会長： それでは、これで閉会します。